

物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、公的研究費補助金取扱規程第13条第5項の規定に基づき、常葉学園短期大学（以下「本学」という。）が発注する物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、研究活動に関する不正防止規程第2条に定める不正行為が発生し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定 義)

第2条 この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 取引停止とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- (2) 契約責任者とは、学校法人常葉学園経理規則に定める経理責任者をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、業者が次に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、物品購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

- (1) 架空の取引により、本学から支払われた金額を預かり金として管理し、本学の教職員に対して環流する等の不正行為が認められるとき。
- (2) 本学の教職員の指示等により、実際に納品された物品と異なる品名など虚偽の内容を故意に契約書、見積書、納品書、請求書等に記載する等の不正行為が認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。

2 取引停止期間等については、別に定める。

3 契約責任者は、第1項の措置を講じる必要があると判断する場合には、事実関係の概要、措置の内容及びその理由、その他必要な事項を理事長に報告しなければならない。

附 則 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、平成20年1月1日から施行する。